

分給法件  
一〇法

△會社建設の件

所部 四二

そのおとがたむし之が基礎的資料を産市世帯者  
調査に及對し官局の及者も供するべく(調査)益  
を噴き出し北のつら労働者の福利を計らうことす

(実行)方針は宣傳より(仁)一可決

労働者初級  
五労働者地位

△労働者初級之件

本件は数回提案ありされ投票の結果少数にこそ  
決せられたるが今この設置に便しは不便か否か  
を問はれしは是れは設置するべしと決りて  
是れ向の關係と整理、附此

△今口の労働組合促進會之の件  
本件は機械聯合会から大いに請はるる提議

労働者初級

△労働者初級の件

それよりか、且つ体的問題、解決せられざるを以て  
友誼團體と共に速かに促進を計らうことす  
実行二方は宣傳より一任

労働者初級

△労働者初級の件

日本車輛株式會社に在る支店に於て、震災以後に  
依り人員傷多きを従つて一ヵ所の割出の件も、日本  
のニナノカ一なるも、労働日数のニナノカ一とせし  
之れが復(若)二カ所を、やくとす  
これに據つて、労務解放の件と共に今更にい交  
流するべし決す